

### (3) 児童生徒の出席停止および学校の閉鎖措置の決定（詳細は参考1参照）

学校長は、麻しんを発症した者に対して学校保健法に基づく出席停止（解熱後3日を経過するまで）の措置をとるとともに、患者以外で発熱等の症状があり麻しんが疑われる者についても、学校医及び保健所等と相談し、学校保健法による出席停止の措置をとる必要がある。

また、学校の閉鎖については、P9(1)で収集した情報に基づき、学校の設置者が学校長及び学校医や保健所等と協議し決定する。

### (4) 厳重監視期間に行う学校の具体的実施事項（学校を閉鎖しない場合）

①(1)で収集した情報を参考に、発生した患者の他に発症する可能性のある者を把握し、終息宣言までの間の学校運営について、学校の設置者、学校医及び保健所等と協議し対策を立てる。

#### ＜対策の例＞

- 未接種・未罹患者への対応
- 学校において集団で行う行事の延期の検討
- 学校のクラブ活動等での対外試合への参加についての自粛または対策の検討
- 児童生徒・職員に次の麻しん患者が発生した場合の対応の検討など

②発症した児童生徒・職員と閉鎖空間を共有するなど感染の可能性がある児童生徒・職員に対し、厳重監視期間はP9(2)②に示した情報提供を継続する。

### (5) 職員への対応

(2)、(3)に準ずる。

## 2-3. 終息宣言

1人目の麻しん患者発生以降、講じてきた対策（2-2）を終了する時期を設定する。時期の設定にあたっては、学校内の麻しん新規患者発生が迅速かつ確実に把握されていることを前提とする。

#### 【具体的な設定時期】

麻しんの潜伏期は、約10～12日であること、麻しんと確定診断されるまでには、さらに数日間を要することから、「最後の麻しん患者と児童生徒及び職員との最終接触日から、4週間新たな麻しん患者の発生が見られていないこと」の要件が満たされたときに、麻しん集団発生の終息を考慮することとし、学校の設置者と学校長は学校医・保健所等と協議の上、終息宣言の時期を決定する。